

排他的経済水域における洋上風力発電の展開についての要望

6月3日、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」）の一部を改正する法律案が衆議院において可決された。本法案の成立により、今後、我が国排他的経済水域における洋上風力発電の案件形成が検討されていくものと認識している。

漁業団体としても、2050年のカーボンニュートラルという目標を達成し、持続可能な社会・経済を実現するために、洋上風力発電の導入が重要であると認識しており、今回の再エネ法改正に異を唱えるものではないが、多くの漁業者が発電施設の設置により漁業操業に支障が生じるのではないかと不安を感じているところである。排他的経済水域を含む沖合域においては、まき網、底曳き、はえ縄、いか釣り等様々な漁業が営まれている。これらの漁業にとって、風力発電施設の設置は、操業に対する直接的な障害となり、空間的に共存することはできないことから、発電施設と漁場を棲み分ける必要がある。また、空間的に棲み分けがなされても、沖合での施設設置により沖合漁業への影響だけでなく沿岸への魚類の回遊変化に加え、発電施設による洋上での無線通信用電波障害が発生する恐れもあり、海底送電線の整備や陸揚げ等、沿岸域での工事も想定される中、沿岸漁業や内水面漁業に影響が及ぶ可能性がある。

改正された再エネ海域利用法においては、第32条において、経済産業大臣が募集区域として指定することができる要件として「漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと」を規定している。また募集区域を指定しようとするときは当該区域の状況を調査することとされている。また、第38条において、発電施設設置の許可をすることができる基準として「事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと」と規定されている。

政府におかれては、これらの規定が適切に運用されるよう基本方針、ガイドライン等に明文化するとともに、上記のような漁業者の懸念を念頭に、特に以下について、真摯に対応いただくことを要望する。

1. 風力発電施設設置の全体像の提示と漁業との棲み分け

洋上風力発電施設と漁業操業は空間的に共存できないことから、あらかじめ、漁業の操業実態等を調査し、「漁業に明白な支障が及ぶ」と認められる区域を募集区域から除外することにより、風力発電事業と漁業を棲み分けることが重要である。

これに関連し、水産庁は、2024年10月に我が国排他的水域における漁業による水域の利用状況についてデータを公表している。経済産業省においても、洋上風力発電事業の実施に関する気象、海象データ等風力発電施設設置の指標となるような情報を公表の上、政府主導で漁業と発電事業の棲み分けのための調整を図ることを要望する。なお、排他的経済水域で操業している沖合漁業の中には広域で操業する漁業や海域を大きく移動し、複数の漁場で操業している漁業もあることから、漁業者との調整においては、洋上風力発電事業の全体像（施設設置の規模、設置の可能性のある海域等）を提示していただくことが必須であり、早急に全体像を示していただくことを併せて要望する。

2. 事前調査及びモニタリング

風力発電施設の設置により水産資源の回遊・分布等が変化し、漁業に影響を及ぼす可能性があることから、施設を設置する前に水産資源の回遊・分布、漁場・産卵場等に関する情報収集、発電施設の設置が水産資源の回遊に及ぼす影響について調査をする必要がある。これらの情報収集、調査を政府が主導して行うセントラル方式で実施することを要望する。また、設置後においても、水産資源の回遊や電波障害の有無等についてのモニタリングをセントラル方式で継続し、漁業や航行の安全確保に与える影響を確認することを要望する。

3. 不測の事態への対応

2の事前調査及びモニタリング並びに事業者が実施する影響調査等を参照に、漁業に悪影響が生じたと見込まれる場合に関係漁業者を救済・支援するため、漁業協調策とは別に、事業者が出資する基金の設置等の仕組みを創設することを要望する。

また、このような仕組みについてあらかじめ漁業者に提示することにより、発電事業者と漁業者の協議を促進することが可能になると考える。

2025年6月13日

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 坂本 雅信

一般社団法人 大日本水産会
会長 枝元 真徹